

ぐんぎん手続きアプリ利用規定 新旧対照表

赤字下線変更箇所

改定前	改定後
<p>ぐんぎん口座開設アプリ利用規定</p> <p>ぐんぎん口座開設アプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さままたは15歳未満のお客さまの親権者さま（以下、「親権者」といいます。）が株式会社群馬銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォンアプリ「ぐんぎん口座開設アプリ」（以下「本アプリ」といいます。）を利用する場合に適用します。本アプリを利用する場合、お客さま定のほか、当行が別途定める各取引規定の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さま等の判断と責任において本アプリを利用するものとします。</p>	<p>ぐんぎん手続きアプリ利用規定</p> <p>ぐんぎん手続きアプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さままたは15歳未満のお客さまの親権者さま（以下、「親権者」といいます。）が株式会社群馬銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォンアプリ「ぐんぎん手続きアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）を利用する場合に適用します。本アプリを利用する場合、お客さままたは親権者（以下、「お客さま等」といいます。）は本規定のほか、当行が別途定める各取引規定の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さま等の判断と責任において本アプリを利用するものとします。</p>
<p>第2章 本アプリからの口座開設申込</p> <p>第12条 サービスの概要 2. (4)</p> <p>当行が必要に応じて送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込を受付けた日から3か月後の応当日（翌銀行営業日）までとし、この日を経過して返送された場合は、口座開設等を行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。また、申込書の有効期限は事前の通知なく変更できるものとします。</p>	<p>第2章 本アプリからの口座開設申込</p> <p>第12条 サービスの概要 2. (4)</p> <p>当行が必要に応じて送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込を受付けた日から3か月後の応当日（銀行休業日の場合は翌銀行営業日）までとし、この日を経過して返送された場合は、口座開設等を行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。</p> <p>～省略～</p>
<p>第3章 本アプリからのカード再発行</p> <p>新設</p> <p>新設</p>	<p>第3章 本アプリからの諸届</p> <p>第22条 住所変更</p> <p><u>1. お客さま等は、本アプリを利用して届出住所の変更を届け出すことができます。なお、住所変更と同時に電話番号変更の届出、カード再発行の申込が可能です。</u></p>

2. 住所変更の手続きの流れは以下のとおりとします。

- (1) お客さま等は、本アプリから本人確認書類の撮影・送信および顔認証を実施後、変更後の住所等手続きに必要な情報およびキャッシュカードの暗証番号を入力することとします。
- (2) その他、必要に応じて当行から送付される所定の申込書に必要事項を記入し、当行あてに返送します。
- (3) 当行は、入力情報や返送された書類等に不備が無く、かつ本人確認書類および顔認証が正当であると判断した場合に、住所変更の届出を受付けるものとします。なお、当行が送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込みを受付けた日から3か月後の応当日（銀行休業日の場合は翌銀行営業日）までとし、この日を経過して返送された場合は住所変更届出の受付は行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。
- (4) 当行は、住所変更手続きが完了した場合、メールでその旨を通知するものとします。

3. 住所変更の届出の利用条件等については以下のとおりとします。

- (1) 本アプリから住所変更の届出が可能な取引は以下のとおりです。
 - ・預金取引（外貨預金を含む）
 - ・ドリームプラスカード
 - ・マル優・マル特・財産形成預金（一般、年金、住宅）
 - ・投資信託・NISA（少額投資非課税制度）
 - ・公共債
 - ・貸金庫
 - ・各種無担保ローン
 - ・住宅ローン

	<p><u>(群馬信用保証(株)及び全国保証(株)の保証付き住宅ローンが対象となります。)</u></p> <p><u>(2) マル優・マル特、財産形成預金(以下、「財形預金」といいます。)、投資信託、NISA、公共債、貸金庫の取引がある場合、本アプリによる手続きに加え、利用者等は前項第2号に定める手続きを行うものとします。</u></p> <p><u>(3) 財形預金の契約者は、財形預金変更届(住所変更の仮申込)を当行に返送するほか、事業所または当行所定の財形預金変更届を、事業所を通じて当行あてに提出することとします。</u></p> <p><u>(4) 普通預金口座のキャッシュカードを発行しているお客さま等に関し、本アプリからの変更が可能です。</u></p> <p><u>(5) お客さま等が外国籍の場合、永住者または特別永住者の方に限り、本アプリからの変更が可能です。</u></p>
--	--

<p>新設</p>	<p>第23条 電話番号変更</p>
<p>新設</p>	<p><u>1. お客さま等は、本アプリを利用して届出電話番号の変更を届け出すことができます。なお、電話番号変更と同時に住所変更の届出、カード再発行の申込が可能です。</u></p> <p><u>2. 電話番号変更の手続きの流れは以下のとおりとします。</u></p> <p><u>(1) お客さま等は、本アプリから本人確認書類の撮影・送信および顔認証を実施後、変更後の電話番号等手続きに必要な情報およびキャッシュカードの暗証番号を入力することとします。</u></p> <p><u>(2) 当行は、入力情報に不備がなく、かつ本人確認書類および顔認証が正当であると判断した場合に、電話番号変更の届出を受け付けるものとします。</u></p> <p><u>(3) 当行は、電話番号変更手続きが完了した場合、メールでその旨を通知するものとします。</u></p>

3. 電話番号の届出の利用条件については以下のとおりとします。

(1) 普通預金口座のキャッシュカードを発行しているお客さまに限り、本アプリからの変更が可能です。

(2) お客さま等が外国籍の場合は、永住者または特別永住者の方に限り、本アプリからの変更が可能です。

第22条 カード再発行の概要

1. お客さま等は、第3項に定める条件に当てはまる場合に本アプリを利用してカードの再発行を申込みことができ、当行が適当と認めた場合に再発行の手続きを行います (このサービスを以下、「再発行サービス」といいます。)。

2. 再発行サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。
～省略～

(3) 当行は、返送された書類等に不備が無く、かつ本人確認書類および顔認証が正当であると判断した場合に、再発行の手続きを行うものとします。なお、当行が送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込を受付けた日から3か月後の応当日 (翌銀行営業日) までとし、この日を経過して返送された場合は 諸届けの手続きは行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。

(4) カードの再発行手続きの終了は、カードの送付をもって通知に代えます。

第24条 カード再発行

1. お客さま等は、第3項に定める条件に当てはまる場合に本アプリを利用してカードの再発行を申込みことができ、当行が適当と認めた場合に カード再発行の手続きを行います。
なお、カード再発行の申込と同時に住所変更、電話番号変更の届出が可能です。

2. カード再発行の手続きの流れは以下のとおりとします。
～省略～

(3) 当行は、返送された書類等に不備が無く、かつ本人確認書類および顔認証が正当であると判断した場合に、再発行の手続きを行うものとします。なお、当行が送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込を受付けた日から3か月後の応当日 (銀行休業日の場合は翌銀行営業日) までとし、この日を経過して返送された場合は カード再発行の手続きは行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。

(4) カードの再発行手続きの終了は、カードの送付をもって通知に代えます。

3. 申込の条件については以下のとおりとします。

～省略～

(2) 再発行可能なカードの種類は以下のとおりです。

- ・ I Cキャッシュカード（ローンカード、生態認証機能付、インターネット支店のオリジナル・デザインカードを含む）
- ・ ドリームプラスカード一体型（V I S A・J C B）
- ・ ドリームプラスカード単体型（V I S A・J C B）
- ・ ナイスサポートカード

(3) 再発行は旧カードと同一の種類で行います。ただし、現行カードが磁気ストライプ型カードの場合は全て I Cカードへ切替えます。また、ダブルストライプ型は I Cキャッシュカードと I Cローンカードの2枚に分けて再発行します。

(4) 暗証番号の変更は受付けません。

3. 申込の条件については以下のとおりとします。

～省略～

(2) お客さま等が外国籍の場合は、永住者または特別永住者の方に限り、再発行を申込みます。

(3) 再発行可能なカードの種類は以下のとおりです。

- ・ I Cキャッシュカード（ローンカード、生態認証機能付、インターネット支店のオリジナル・デザインカードを含む）
- ・ ドリームプラスカード一体型（V I S A・J C B）
- ・ ドリームプラスカード単体型（V I S A・J C B）
- ・ ナイスサポートカード

(4) 再発行は旧カードと同一の種類で行います。ただし、現行カードが磁気ストライプ型カードの場合は全て I Cカードへ切替えます。また、ダブルストライプ型は I Cキャッシュカードと I Cローンカードの2枚に分けて再発行します。

(5) カードの再発行と同時に、暗証番号の変更ができるものとします。なお、現在の暗証番号が、推測されやすい番号であると当行が判断する場合は、必ず変更するものとします。

～省略～